

令和7年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和7年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳 入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 101,362千円

< 歳 出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,775,908千円

（ 内 訳 ）

（単位：千円）

区分	費 目	経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	社会福祉費	316,707	135,741	0	6,758	13,278	160,930
	老人福祉費	139,847	1,030	0	1,364	10,542	126,911
	児童福祉費	621,000	141,350	0	21,756	34,970	422,924
社会 保険	国民健康保険 特別会計繰出金	70,583	31,253	0	0	3,041	36,289
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	32,162	22,562	0	0	710	8,890
	介護保険 特別会計繰出金	135,906	5,519	0	0	9,933	120,454
衛生 保健	保健衛生費	459,703	1,333	0	80,879	28,888	348,603
合 計		1,775,908	338,788	0	110,757	101,362	1,225,001

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。